

令和 8 年 5 月 1 日

組合員の皆様へ

第一勸業信用組合
理事長 野村 勉

第 77 期通常総代会における所在不明組合員の除名について

当組合は、令和 8 年 6 月に開催する通常総代会（開催予定日：令和 8 年 6 月 24 日（水））において、当組合の定款第 19 条に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当すると思われる組合員様ご本人で除名を希望されない方は、令和 8 年 6 月 1 日（月）までに、組合員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明組合員」とは

「所在不明組合員」とは以下の要件を全て充足する組合員の方とします。

- ① 令和 2 年 8 月から令和 7 年 8 月末にかけて当組合の事業を利用していない方。
 - ② 令和 7 年 8 月以前に当組合の通知又は催告が 5 回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を合わせて 1 回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻された方。
 - ③ 当組合への届出住所等に所在していることが確認できない方。
- ※ 当組合の定款第 19 条 1 項 5 号では、「5 年以上継続して組合の事業を利用せず、かつ、この組合が組合員に対してする通知又は催告が 5 回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを合わせて 1 回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合は、通常総代会において除名できるとされています。

2. 弁明について

中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象者の方は通常総代会において弁明をすることができます。

3. ご請求について

除名により脱退となる組合員の方は、翌年開催する通常総代会以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合本支店の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当組合本支店の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

以上

【お問合せ先】

第一勸業信用組合 総務部（電話：03-3358-0819）

受付時間 信用組合営業日の午前 9 時～午後 5 時